

(返金制度)

候補者が、勤務開始（雇用）後、以下に定める期間内に退職し、または解雇（法令に則った正当な解雇に限る）されるに至った場合、勤務開始日から最終出勤日までの期間に応じて、乙は甲に対して以下のとおり紹介手数料を返金する。

1 箇月未満	紹介手数料の	100%	を返金
1 箇月以上 2 箇月未満	紹介手数料の	50%	を返金
2 箇月以上 3 箇月未満	紹介手数料の	30%	を返金